

第8章

マオリ復権運動の振り子の行方 ——消化不良を起こしたニュージーランド政府——

はじめに

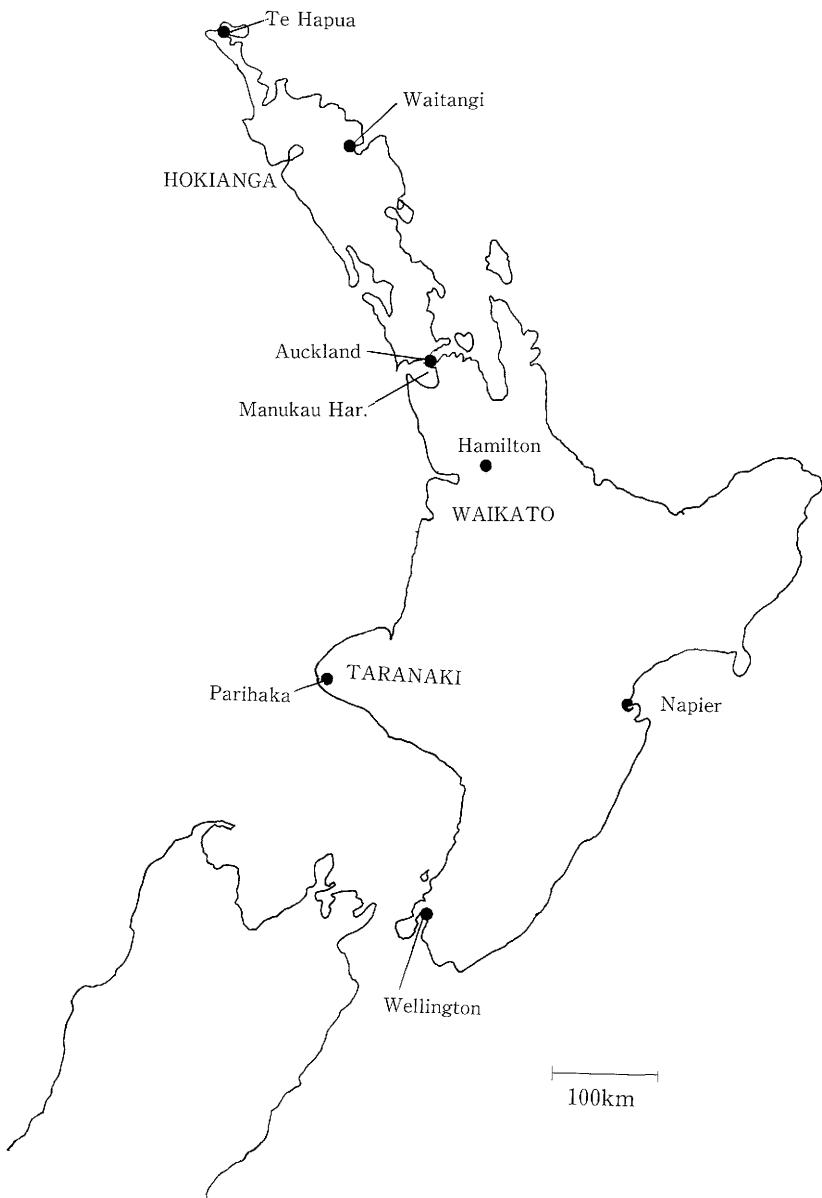
1993年は、国連が定めた「国際先住民年」であった。それ以降、先住民族に関連した報道が、少しずつ増えてきている。

しかし、一般の人々はもちろん、「先住民族」(indigenous peoples)と暮らす国々の人々にとっても、しばしば先住民族とは聞き馴れない言葉であり、遠い存在であるようだ。先住民族独自の文化に無知であったり、社会保障手当ばかりかかるお荷物的存在としか見ていないことが間々あった。何故、社会において先住民族がこういった立場におかれてきたのか、という視点は長い間なおざりにされてきたのである。

そのため先住民族のたどってきた歴史を知り、現状を再認識し、先住民族との新しいパートナーシップを築き上げることが、ようやく今、人々に問われているのである。歴史の必然のように見過ごされてきた、征服者と先住民族といった構図は、どのような歴史の積み重ねの結果であったのか。そして現在、先住民族側の権利の回復がどのように、どれだけ図られつつあるのか。それを見極めたうえで、初めて「先住民族との新しい関係」を模索することの意味と重要性も理解できるであろう。

この論文では、ニュージーランドのポリネシア系先住民族マオリ (Maori)

ニュージーランド北島地図



を例にとって、先住民族復権運動の動向を考察したい。時の経過とともに、ニュージーランド政府の対マオリ政策がどのように変わっていたか、また、それに対応するマオリ復権運動の性格の変化を追っていく。特に1984～90年に実施された労働党政権による分権・合理化政策に基づく改革に注目したい。

第1節 ワイタンギ条約締結——弾圧の時代（1840～1890年）

18世紀後半に白人がニュージーランドを「発見」した頃、マオリの推定人口は約20万人であった。しかし、白人が持ち込んだ銃はマオリの部族間戦争を激化させ、新たに広まった病気とともにマオリの人口を激減させた。また、圧倒的な西欧物質文明を背景とした宣教師団によるキリスト教の布教活動は、マオリの基層的な世界観・価値観を揺るがし、社会の変化に拍車をかけ混乱を助長した（Sinclair [1985], pp.29-69）。

このような状況下でイギリスが本格的に入植を開始し、1840年にはイギリスとマオリ首長たちとの間でワイタンギ条約（Treaty of Waitangi）が締結された。これにはマオリの土地や資産に対する伝統的な所有権や漁業権を認め一方、主権はイギリスへ譲渡すると記されている⁽¹⁾。この条約には英語版とマオリ語版があり、その受け取り方に食い違いを生み、後々まで問題を残すこととなった。つまり、条約のマオリ語版のほうでは、イギリスから保障されたマオリの権利を表す言葉として「主権」を意味するような表現、マナ（mana, 大いなる力や聖なる力、威信）、ランガティラタンガ（rangatiratanga, 影響力、権威、首長の威儀）が用いられたのである。これに対して、イギリスに譲渡するのはカワナタンガ（kawanatanga）という「管理」程度の意味あいの言葉しか使用されていなかった（Orange [1987]）。

1858年に早くも、総人口に占める白人の割合は過半数を越し、入植地を必要とする白人は次々にマオリの所有地を買収していった。白人にとってニュージーランドの土地は売買可能な投機の対象であり、財を意味するか、ある

いは生産手段にすぎなかった。しかしマオリにとっての土地は先祖から受け継がれた宝であり、世界観の基盤であったのだ。

白人入植によって引き起こされた一連の社会変動に動搖し、危機感を覚えたマオリは、やがて公然と抵抗運動を開始した。

条約締結から約50年の間のマオリの抵抗運動は、自然発生的・突發的な運動であり、「祈りと武器」、つまり宗教的再生（再活性化）運動と土地をめぐる武力闘争に大別できる。

1. 宗教的再生運動

この時期には次々とカリスマ的な預言者・メシアが登場し、キリスト教とマオリの伝統的宗教を結びつけ、千年王国的な宗教運動を展開した。超自然的な存在が俗的な実生活に不可分に入り込んでいる社会では、その社会・文化が崩壊的な変動に巻き込まれると、根幹となる世界観・価値観がしばしば非常に重要な働きをする。人が生きていく社会に対する新たな意味づけや秩序を求めて、熱狂的な宗教的渴望が起きるのである。新しい宗教運動が、それまでの伝統的な宗教では説明がつかなくなった理不尽な現状を解釈する枠組みとなり、預言者の言葉が人々の指針となって、圧力に対する回復のバネとなる（内藤 [1989] , pp.24-28）。

白人が残した記録に最初に現れる「異教の指導者」はパパフリヒア (Papa-hurihia) である。彼は宣教師団が早くから活動していた北島北部のホキアンガ (Hokianga) 地区で、メソジスト派宣教師から習ったキリスト教とマオリの伝統的宗教を結びつけ、1833年頃から新しい宗教・儀礼活動を行った。それはユダヤ教（マオリ=ユダヤ人説）や天国と地獄の思想、守護神ナカヒ (Nakahii, マオリの蛇神)、降霊術などを特徴としており、マオリだけが神の国に導かれると言った。彼は約10年間預言者として活躍した後、伝統的なトフンガ (Tohunga, 宗教的職能者) に戻っていった (Binney [1966]/ Parr [1967]/ Wilson [1965])。

これ以降、土地戦争の激化に伴い北島中部に多くの信者を得たテ・ウア・ハウメネ (Te Ua Haumene) によるパイ・マリレ (Pai Marire) 教、非暴力不服従・平和的抵抗運動が特徴的なテ・フィティ (Te Whiti) によるパリハカ (Parihaka) 村の運動、テ・コーティ (Te Kooti) によるリンガトゥ (Ringatu) 教 (1938年にリンガトゥ教会として成立) などの宗教運動が続々と興った (内藤 [1989], pp.48-50)。

彼ら預言者は、キリスト教、特に旧約聖書の教えとマオリの伝統的な信仰や伝承、儀礼を結びつけた新宗教を興し、マオリの運命をユダヤ人とダブらせて千年王国への救済を説いたり、信仰療法 (faith-healing) を行った。その再生運動は、混迷からの救いと新たな求心力を求める多くのマオリをひきつけて、その力を増した。また、再生運動は土地戦争を「聖戦」と位置づけ、精神的な支えや原動力となり、パイ・マリレ教のように戦闘的にさせる場合もあった⁽²⁾。

2. 武力闘争

一方の武力闘争は、土地不売運動から始まった土地戦争である。先祖伝來の土地との結びつきこそマオリのアイデンティティの根幹を占めており、マオリにとって土地を守ることは、マオリ自身の統治と文化を守ること、つまりマオリのマナの存続に他ならなかったのである。1850年代後半には土地不売部族連盟が形成され、これ以上白人に土地を奪われまいとした。このなかから生まれたのがマオリの王を立てた民族主義的運動、キンギタンガ (Kingitanga, マオリ・キング・ムーヴメント) である。この運動には、王のマナが及んでいる土地はすべてタプ (tapu, 神聖不可侵) であり、売買や貸し借りが禁じられるというマオリ独自の認識が働いていた (内藤 [1989])。

1860年にキンギタンガを主体とするマオリと、ニュージーランド政府軍との間で土地戦争が勃発した。第2代マオリ王タフィアオ (Tawhiao) は預言者たちと交流をもち、自らも預言をし、新宗教を展開しながら武力闘争を72年

まで断続的に続けた。

政府は1863年に「反乱鎮圧法」を出し、土地戦争に参加しているマオリを「反乱民」とした。これによって、ワイタンギ条約で保障された市民権を剥奪する（人身保護法による権利の一時停止）とともに、キンギタンガの中心地であるワイカト（Waikato）地方の土地など約322万エーカーを没収してしまった（後に約104万エーカー返還）。

また、神と人々の愛を説いていた宣教師団は何の調停役も果たさず、むしろ土地を欲しがる点では政府と同様であった。そして、キリスト教を取り入れ千年王国への救済を説く宗教運動を、聖書の曲解にすぎないと認めず、異教の恐ろしさを煽る政府の情報操作に肩入れした。

ニュージーランド政府はこうした戦争や煩瑣な土地相続法の操作によって、マオリを土地から引き離す一方で、マオリに対する宥和政策を行った。1867年の「マオリ選挙法」で、国会議員にマオリ男性4人の特別枠を設けたのである。しかし、定数4人ではあまりにも少なく、国会における影響力は微々たるものであった。むしろ、宗主国イギリス政府に先住民族との友好的な関係を印象づけるために行つたものであった⁽³⁾。

このように、ワイタンギ条約締結から50年の間、マオリの抵抗運動は自然発生的な宗教運動や武力闘争の形をとって、本能的に自らのアイデンティティを守ろうとした。これに対して政府の対応は、「野蛮人」扱いの域を抜けきっておらず、弾圧が先行した。ニュージーランド法廷においても、ワイタンギ条約の法的位置づけが早くも崩れ去り、1877年、ワイタンギ条約は法的に「全く無効である」とされた。ニュージーランドに対するイギリスの主権の主張は、「発見」と所有の優先権に基づくとする判決が下されたのである。その理由は、そこにはただ「野蛮人」が住んでいただけだから、であった(Walker [1987], pp.3-5)。

また、先住民族政策は専ら土地の売買を容易にするために作られたような「先住民族土地裁判所」(Native Land Court) (1865年)などの土地政策に偏っていた。やがて、病気（腸チフス、百日咳、インフルエンザなどの流行病）や

出産率の低下、精神的荒廃などのため年々減少していったマオリ人口は、1896年には総人口の5.7%（約4万2000人）まで落ち込み、白人はマオリを半ば「滅びゆく民」と考えていた。

第2節 同化政策の時代（1890～1960年）

19世紀末になると、政府は文化的弾圧ともいえる同化政策を推し進めるようになる。これによって学校でのマオリ語は禁止され、社会全体でマオリ語を使用する場がだんだん狭められていった。白人マジョリティ社会によるマオリ文化の否定が、マオリの自尊心を蝕んでいったのである。

こうしたなかで、マオリの復権運動は以前と比べて現実的なものへと転換していった。つまり、政治力を持つことで、マオリの状況を改革・改善しようとする社会・政治的な運動となっていったのだ。これには、方向の異なる2つの運動があった。ひとつはマオリ独自の議会や自治政府をもとうとする運動、もうひとつは白人と同じ土俵で、すなわち政府の議会におけるマオリ議員となってマオリの復権にかける運動であった。前者には土地戦争後のキンギタンガ⁽⁴⁾やコタヒタンガ（Kotahitanga）、後者にはヤング・マオリ・パーティ（Young Maori Party）やラタナ（Ratana）派議員の活動があげられる。

1. コタヒタンガ

1892年4月、ワイタンギにおいてマオリによるマオリのための議会の創設と自治権の確立をめざしてコタヒタンガが始まった。ワイタンギ条約は不完全ながらもマオリに自治権を認めたものとして、マオリには解釈されてきたのである。同年6月には初議会が開かれ、土地問題やマオリ人口の減少問題などが討議された。運動の中心となったのは白人との関係が比較的良好な

マオリの指導者たちであり、白人政府とは相互に不干渉で、独立した自治権と議会をもてば、平和共存ができるはずだと考えていた。

コタヒタンガはその法的正統性、先住民族土地裁判所の廃止、イギリス国王の名のもとでの土地売買の禁止、自治権などを要求した。運動の指導者の一人で、マオリ特別権議員でもあったホネ・ヘケ (Hone Heke) は、1894年、これらを「先住民族の権利に関する法案」(The Native Right Bill) としてまとめ、政府の議会に提出したが、否決された。

また、コタヒタンガのもう一人の指導者で、後にヤング・マオリ・パーティの一人としても脚光を浴びるアピラナ・ンガタ (Apirana Ngata) は、土地問題やマオリ代表機関に関する草案を作り、コタヒタンガのマオリの議会で討論を繰り返した。こうした経験は、後にンガタが国会議員として活躍する基盤となった。

こうした運動がひとつの結果を生んだのは、ほぼ10年後の1900年のことであった。時の自由党政権の先住民族担当大臣で、マオリ特別権議員のキャロル (J. Carroll—白人とマオリとの混血) が、ンガタの草案を基に、コタヒタンガの支持を得た法案を国会で成立させることに成功したのだ。それはマオリの土地に関する法案 (The Maori Lands Administration Act), およびマオリ代表機関に関する法案 (The Maori Councils Act) の2つであった。前者はマオリ所有地評議会を設置し、マオリの土地を売却よりも貸地化するよう定めた。また、後者によってマオリの福祉向上のための組織として、マオリ評議会が設置された。しかし、土地法は白人が自由に売買できる土地を求めていたため、1905年には早くも改悪された。他方のマオリ評議会は、より強力な権限を要求したとして、キャロルとコタヒタンガ・マオリ評議会との仲が陥悪化し、やがて弱体化していった。

コタヒタンガは結局その正統性を政府から認知されず、いくら「草案」を作っても実質的な効果を得るために、政府の国会を通過しなければならなかった。白人と友好的な関係を保とうとしたマオリが、政治的な手段で解決をめざした穩健な抵抗運動は、政府にはめられた二重三重の枷を取り除くこ

とができなかったのである。

こうしたことからコタヒタンガは1902年の議会を最後に下火となり、このなかから、ンガタラがヤング・マオリ・パーティへと脱皮していった。

2. ヤング・マオリ・パーティ

20世紀に入ると、マオリ復権運動にンガタをはじめとする全く新しいタイプの指導者が生まれた。彼らはこれまでの伝統的な首長のように、生得的なマナが高い者ではなく、白人との混血で白人流の教育を受け、テ・アウテ・カレッジ（Te Aute College）を卒業したエリートであった。彼らは後にヤング・マオリ・パーティ（青年マオリ党）と総称された。中心となったのはンガタ、マウイ・ポマレ（Maui Pomare）、テ・ランギ・ヒロア（Te Rangi Hiroa 人類学者 Peter Buck として有名）の3人である⁽⁵⁾。

ヤング・マオリ・パーティの目標はマオリの劣悪な社会状況の改善・改革と近代化であった。マオリの健康や衛生環境、教育、労働・雇用問題、生活様式などを調査のうえ、改善を図り、農業や土地制度の近代化を行おうとした。彼らの活動はコタヒタンガとは異なり、白人政府の政治の力をを利用して、合法的にマオリの地位の向上と近代化を推進しようとしたのである。

ンガタの活動を例にあげよう。彼は1906～43年の間、マオリ特別枠議員を務め、マオリの人口減少を阻止するための健康や衛生環境の改善、マオリが白人社会に適応するための白人流教育、マオリの土地開発を奨励する財政的・法的援助の実施などに力を注いだ。

土地開発においては、白人特有の土地所有法で細分化されてしまった土地の統合や、隣接する非経済的な小区画の土地の合併など、土地所有の再編を図り、大規模で集約的な農業を導入した。これは彼の出身地である北島東海岸地方では、かなりの成功を収めた。伝統的なマオリ共同体を保ちながら、羊飼育や酪農を行ったのである。

また、ンガタはマラエ（marae、集会場）の再興に取り組むなど、マオリの

伝統文化の復興にも熱心であったが、教育の場面では白人流を是としているのが特徴的であった。ニュージーランド社会で生きていくためには、マオリ語の伝承よりも英語や科学技術のほうが実用的で学ぶ価値があると認識していたようだ。この点で彼は、マオリ語の存続を願う伝統的な指導者たちの反発を買った。このように、シガタラは白人流の高等教育を受けたため、しばしば一般のマオリの考え方から遊離したり、伝統的なやり方を無視することもあった。だが、彼らのやり方は着実であり、マオリの生活向上のために大きな貢献をしたことは評価できる。

政府側からすれば、今までのマオリ代表者に比べて、彼らははるかに扱いやすかった。彼らは合理的に要望を述べ、実現可能なことから着手したからである。先住民族マオリを、白人並のニュージーランド国民にしたてあげようとする同化政策とからんで、ある意味では互いに利用しやすい存在であったかもしれない。

また、政府は彼らをパイプ役として、マオリの頑なな伝統的指導者とも近くことが可能となった。たとえば、土地戦争の際の失地回復を要求し続けるキンギタンガの指導者テ・プエア（Te Puea）が、とりあえず賠償金交渉の机についたのは、シガタの橋渡しがあればこそであった（内藤 [1989], pp.33-39）。

3. ラタナ派

今世紀に入ってからのマオリの抵抗運動にも、預言者による宗教的運動の性格が引き継がれていた。1918年、迷えるマオリを導き救済するよう聖靈から天啓を受けたテタフポティキ・ラタナ（Tetahupotiki Ratana）は、信仰療法で数々の奇跡をなしたといわれ、信者の数を増やしていく。3年後の1921年には、当時のマオリ人口の3分の1にあたる約2万人の信者を獲得し、25年にはマオリ独自のキリスト教としてラタナ教会が発足した（青柳 [1989]/Henderson [1963]）。

しかし、ラタナはマオリの苦悩の解決のためには宗教的活動だけでは不充分であるとして、やがて政治の世界に進出していった。社会・経済・文化などあらゆる分野で抑圧されたマオリを、根本から救済し解放するために、祈りだけではなく、政治的手段を求めたのだ。ラタナ教信者は1932年に初議席を獲得し、以降、1943～63年の間にはマオリ特別枠4議席を独占した。特に1935年に労働党政権が誕生すると、労働党を支援してきたラタナ派は与党ともなった。こうして力を得たラタナ派議員はマオリの生活向上をめざし、住宅改善や年金・失業手当の増額などが実現した。しかし、すでにマオリが抱える社会問題は複雑化していたため、場当たり的な改革では焼け石に水であった。

以上、述べてきたように、マオリの復権運動は現実的な政治力を持つことで、ある一定の成果を上げることができた。しかし、それ以上にマオリの生活向上に寄与したのは、皮肉なことに白人主導による社会保障制度の充実であり、白人も含めたニュージーランド全体への福祉政策の実施であった。つまり、「褐色の白人」化を進める同化政策が生み出した福祉向上であり、マオリの文化的背景などは全く無視されていた。

第2次大戦になると、資本や経済力、生産手段ももたないマオリは、農業不振もあって、都市部へ職を求めて移住せざるを得なかった。こうして、教育面や技術力などで白人に大幅に後れを取っているマオリは、都市における新たな低所得層・未熟練労働者の地位に甘んじていった。

第3節 統合政策——マルチカルチュアリズムの時代(1961～86年)

19世紀から続いた同化政策がようやく終わりを告げたのは、1961年のことであった。マオリの都市化によって、それまで水面下にあったマオリの社会問題が顕在化したため、この年、マオリ省はマオリの社会問題を総合的に調査のうえ、「ハン・レポート」(Hunn Report)を発表した。これは健康、雇

用、住宅、教育の場面で、マオリがいかに立ち遅れているかということを初めて統計をもって明らかにした報告書である。エスニシティ別の数字が公表され、政府のマオリ政策の滯りが露呈したのである。また、この報告書は新たな人種関係政策 (race relations policy) として「統合政策」(integration) を掲げていることでも注目を浴びた。

統合政策の目標は「マオリ文化の独自性を残しつつ、マオリと白人の要素を（混ぜるのではなく）結びつけてひとつの国民を形成すること」であった。同化政策がマオリ伝統文化の犠牲のうえに白人文化を取り入れることであったのに対して、統合政策はマオリ文化の存続を謳っていたのである。

しかし、この統合政策は謳い文句とは裏腹に、一皮むけば同化政策と大差がなかった。つまり、「統合」は白人との完全な「同化」に至る「進化の過程」の一局面にすぎず、白人文化のほうが優勢な文化であるという基本認識は変わっていなかったのである。マオリ伝統文化の存在を認めつつも、それはいずれ劣ったものとして捨て去られる運命にあると考えられていた。

たとえば教育の分野において、マオリ生徒の英語力の未熟さは、幼い頃からマオリ語に囲まれた環境にあることに問題があるとしている。そして、できるだけ早い時期にそこから引き離し、正確な英語と接するよう提言している。ここには、マオリ語の復活、マオリ語教育の必要性という視点は欠如している。

また、これまでマオリの運命が白人によって決定づけられてきた過去を隠蔽して、マオリ文化の運命はマオリ自身の手に委ねられている、としている。だが、文化的な平等という目標が発表されても、白人の文化・政治権力的優越が自明視されている社会においては、マオリ自身による方向づけの決定権は無いに等しく、「統合」とは「同化」と同義であったといってよい。

1970年代に入るとマオリの都市化が本格化し、76年には76%が都市居住者となった。同時に、南太平洋の島々からポリネシア系アイランダーズのニュージーランド都市部への移住も進み、折からの石油ショックによる不況も重なって、都市部における人種間の社会的緊張が高まっていた。このため、マ

オリの社会問題は新たに都市問題を加えるとともに、雇用や住宅面でアイランダーズとの競合関係をもたざるをえなかった。

こうした社会の動向にしたがって、1972年に労働党が政権に就くと、やがて政府は人種関係政策を「統合政策」から「マルチカルチュアリズム」に変化させた。政府はマオリだけではなく、アイランダーズやアジア、東ヨーロッパからの移民なども視野において、「調和のとれたマルチカルチュアラルな社会」を理想としたのである。これは、マオリと白人の「先住民族と征服民族」という鋭く対峙した歴史に基づく独自の関係を棚上げして、マオリ文化もニュージーランドを構成する多様な文化のひとつにすぎなくしてしまったことを意味する。マオリ対白人という構図がもつ固有の意味の重要性は薄められ、その背景が曖昧になってしまったのである。

そのため、マオリの抵抗運動はマオリ文化のアイデンティティを強調するものへと移っていった。つまり、アイデンティティの骨格を成す「言葉と土地」、マオリ語と土地の復活である。そして、この時期にワイタンギ審判所における訴訟活動も開始された。これらは現在の復権運動においても重要な部分を占め続けている。

1. マオリ語・マオリ土地権復活運動

1960年代後半、オークランド（Auckland）のマオリの学生や若者を中心として、ンガ・タマトア（Nga Tamatoa、若き戦士たち）が結成された。彼らは失われゆくマオリの土地権やマオリ語の復活を要求し、白人優位社会における「制度内に潜む人種差別主義」を糾弾した。彼らはワイタンギ条約締結日に行われる祝典でデモを行い、社会に直接的にアピールするという今までにない手段を取った。さらに、伝統儀礼を復興したり、教育の場にマオリ語やマオリ独自のカリキュラムを取り入れるよう訴えた。

1975年には、マオリ復権運動指導者フィナ・クーパー（Whina Cooper）に率いられて、土地権復活要求の行進（マオリ・ランド・マーチ：Maori Land

March) が行われた。フィナたちは1975年9月に北島北端のテ・ハプア (Te Hapua) を出発し、一月以上かけて北島南端の首都ウェリントン (Wellington) まで歩き通し、国会前で土地権復活を訴えた。この失地回復を訴える行進には、白人も含めて計2～3万人が参加した。この出来事はマスコミや一般の白人にも大きな反響を呼び、マオリの土地権についての関心を集めることになった (King [1983])。

その2年後には、オークランドのバストイアン岬 (Bastion Point) の領有をめぐって、土地権を主張するンガティ・ファトゥア (Ngati Whatua) 部族と官憲の間で、506日に及ぶ抗争が起きた。この抗争には白人のマオリ支持者も多く、テレビ中継されて人々の関心を呼んだ。

このように、マオリの運動は白人の政治家や一部の有力者だけではなく、ニュージーランド社会全体に広く訴えかけるような形をとるようになった。マスコミの力によって、マオリの現状を一般社会に知らしめ、復権運動の重要性について人々を啓蒙しようとした。マオリ復権運動に対する社会の認識が深まれば、政府を動かす力の一助となるからである。

2. ワイタンギ審判所における訴訟活動

1970年代に入ると、マオリ復権運動は白人との対等の権利、およびマオリの土地・資産・文化 (マオリ語) に対するマオリ自身の決定権の回復を要求する根拠として、ワイタンギ条約そのものを重視するようになった。また、国民意識の成長とともに、条約はマオリだけでなく、ニュージーランド国家建設の出発点として社会全体に大きな意味をもつようになった。そして、国 (Crown) がワイタンギ条約を守らなかったため引き起こされたマオリの苦悩 (grievance) に対して、政府は対応を迫られることになった。この結果、1975年にワイタンギ審判所 (Waitangi Tribunal) が創設された (内藤 [1991], pp.108-111)。ワイタンギ条約はマオリの土地、漁業、森林、水路などに関する伝統的な権利を保証しており、ワイタンギ審判所はこの条約の原則・理念に

合わないさまざまな事柄を審理する機関として発足した。この時点では審理の対象が1975年以降に限られ、いわば骨抜きの審判所であった。また、審判が強制力をもたず、勧告のみであることは最大の弱点であった。それでも、たとえば、現代のキンギタンガ指導者の一人であるンガネコ・ミンヒニック (Nganeko Minhinnick) が、1984年にマヌカウ (Manukau) 湾をめぐって起こした訴訟では、マオリが抱える多くの問題が審議され、白人社会に大きな波紋を投げかけた。それはマヌカウ湾の所有権・使用権・コントロールに関する包括的な要求であり、汚染・環境破壊、資源の保護、漁業権、マオリの価値観なども問題とされていた (内藤 [1991], pp.119-122)。マオリの自然に対する価値観は、自然環境保護に敏感な一部の白人の共感を呼び、注目を浴びたのである⁽⁶⁾。

1985年にロンギ (D. Lange) 労働党政権は、ワイタング審判所の審理の範囲を1840年の条約締結時にまで溯って拡大した。白人政府の登場以来、法体系はモノカルチュアラルであり、抑圧の道具であったが、これによって初めてマオリは白人の法に則った手段を用いて公然と権利を主張し、白人社会に過去の不正を問い合わせることが可能となったのである。

第4節 バイカルチュアリズムの時代（1987年～現在）

1987年の総選挙でも大勝したロンギ労働党政府は、不況による財政赤字解消のため、行政改革・国家再建を断行した。政府機関・公社の民営化や統廃合、不採算部門の切り捨てといった合理化政策を進めたのである。この一環として、マオリ省も合理化の対象とされ、廃止された。なぜなら、教育(マオリ語教育、学校教育不適応)・雇用（若年失業者の増大）・健康・住宅などの社会問題に対して、マオリ省はおよそ無力であったからである。

しかし、対マオリ政策にとってこれはひとつの前進と言えなくもなかった。行政改革によって、デヴォルーション (devolution, 権限移譲) と呼ばれる一種

の分権政策が実施され、マオリ省の仕事をある程度マオリ自身のコントロール下におくこととなったからである。これを政府は政策的な「バイカルチュアリズム」とした。国のさまざまな制度に見え隠れする人種差別主義をなくし、マオリに対してバイカルチュアラルな公共サービスを提供できるよう、また、よりマオリ自身の声が反映できるように、マオリによるコントロールを大きくしようとしたのである（O'Reilly and Wood [1991], pp.320-342）。

1988年、政府はバイカルチュアリズムの推進を謳う報告を出した。その報告は、マオリは国の公共部門の中核に彼らの価値観や考え方を反映させる権利をもっていること、および行政において、マオリの視点を無視し避け続けることは、実効の上がらない政策を続けることと同様に得策ではなく、マオリの敵意を増すばかりである、という内容であった。こうしたバイカルチュアラル政策実施の基盤として、ワイタンギ条約尊重の立場があげられている。だが、政府に都合のいい場面でだけマオリの意見を取り入れたり、「バイカルチュアリズムというレトリック」「仮面を被った新たな同化政策」となる危険性も、常に指摘され得る。

1. デヴォルーション政策

デヴォルーション政策を実施するにあたって、次の基本方針が発表された。第1にマオリ省がこれまで行ってきた業務を、5年間の移行期間の後に、マオリが部族ごとに行うこと、第2にマオリのニーズをより反映した公共サービスの充実である。具体的には政府（マオリ省）が司ってきた「権利・権威・資源・責任」（プログラムやサービス）を、マオリの部族ごとの代表（tribal authorities）に段階的に移譲して、一定枠内のコントロールに任せることをめざした。マオリ省担当以外では、マオリを対象とした住宅や職業訓練、コハンガ・レオ（Kohanga reo、マオリ語幼稚園）⁽⁷⁾などの分野が同じ扱いとなった。

結局、1989年にマオリ省は廃止され、新たにマオリの価値観や見地にたっ

てマオリ政策を企画するマオリ局（Ministry of Maori Affairs）と、イウィ・トランジッション・エージェンシー（Iwi Transition Agency—マオリ語ではテ・タイ〔Te TAI: Te Tira Ahu Iwi一部族への移行措置機関〕）が創設された。マオリ政策の企画部門と実行部門が分離したのである。

さらに、1990年には業務を受けもつ各部族内の組織を整備するため、ルナンガ・イウィ法（Runanga Iwi Bill）が制定された。これはイウィ（iwi、部族）の確定、イウィの内部組織や規則の設定、紛争解決方法の整備などを目的としていた。具体的には第1に、すべてのイウィが、イウィ内のマオリにサービスを提供するための政府資金を得、管理する組織（ルナンガ）をもつ権利を有すること、その組織は領域内の他のイウィに属するマオリや、他の領域の自分たちのイウィに属するマオリなどに対しても責任があることが定められた。第2に公的に認められた部族組織が国や政府、他の公的機関と交渉したり、契約を結ぶ権利を有すること、第3に部族組織は「イウィの公的発言」を発表する権利を有すること、などが定められた。

このような政府の基本方針に対しては、マオリは今までにない快挙として、概ね「エキサイティング」であると喜んだ。分権が多少なりともマオリ自治につながる夢を抱かせたからである。

しかし、実際に政策が施行される現場では、部族が得られる資源（資金・人材・サービス）が不充分であることや、マオリが考えていた自分たちのランガティラタンガ（自決権、コントロール）と政府側の認識の間には、あまりにも隔たりがあることが明らかとなっていました。「マオリ自身のことに関する、マオリによる決定と実行」は、ここでも「絵に描いた餅」にすぎなかったのである。つまり、デヴォルーション政策が始まると、150年にわたる白人支配によって制度にこびりついた人種差別主義がかえって浮き彫りにされ、白人とマオリの分権体制の難しさがますます鮮明になっていった。

また、それまで放置されてきたマオリのイウィという単位の境界線が急に法律上登場したため、マオリ社会内部も混乱を來した。その線引きは「祖先からの系譜、ハプ（hapu、亜部族）やマラエの存在、歴史的にある領域を保有

していること、これらのことと他のイウィが相互に認知していること」などが基準とされた。だが、なかにはハプと認識されてきた単位が急にイウィであることを主張し、自分たちの組織を要求する場合もみられた。さらに大きな問題として、イウィの構成員の問題があった。マオリは一部の地域を除いて大多数が都市化しているので、伝統的な領域を離れているマオリが非常に多いのが実情である。大都市を伝統的な領域に抱えるイウィの組織は、多数の他のイウィに属するマオリにどのように対処すればよいのか。こうした点は未解決のままであった。

また、この政策がマオリの部族単位に向けられており、汎マオリ的な視点に全く欠けていることは、新たな不安材料であった。これが、マオリ全体の方向性を視野においていた政治的発言、汎マオリ的主張の封じ込めにもつながりかねないからである。汎マオリ的な利益と特定部族の利益が衝突する場合には、マオリ内部に大きな亀裂ができてしまうであろう。

以上のように、労働党政権がデヴォルーション政策とともに施行した新たな対マオリ政策は、今までにないマオリ自治の可能性の魅力をもつていることも事実であり、一般の公共サービスにマオリのニーズを反映させるこというバイカルチュアリズムを前面に押し出していることも画期的であった。また、今や、ワイタンギ条約の理念に則った対等のパートナーシップは錦の御旗でもある。これまで白人が独占してきた権力や資源、責任をマオリと分かち合い、文化的にも共存するニュージーランド社会再建への道は、政府による一方通行的な舵取りだけではもはや不可能なのは明白だからである。

2. 国国民党政権下のバイカルチュアリズム

ニュージーランド経済の好転を得られなかったため、1990年の総選挙では労働党は大敗し、代わって国民党が政権に就いた。これによって、対マオリ政策も修正されることとなった。国民党政府は基本的人種関係政策はバイカルチュアリズムを踏襲した。アメリカン・ネーティヴスやイヌイット、サー



▲1990年2月、ワイタンギ条約締結150周年祝典の際、抗議行動を行うマオリ。

ミ、アボリジニなど、世界各地で展開されるようになった先住民族の復権運動は横の連帯を強め勢いを増しており、先住民族文化尊重のバイカルチュアリズムという「看板」を降ろすことはもはやできなかった。折しも、1990年はワイタンギ条約締結150周年記念祭の年でもあった。

しかし、マオリ分権を進めるデヴォルーション政策は失速してしまった。マオリの部族組織の整備や業務の移譲が中途半端なまま、1991年にはマオリ開発省 (The Ministry of Maori Development) が新設され、分権体制よりも政府によるコントロールに逆戻りしてしまったのである。こうした2大政党による政権交代劇によって、対マオリ政策がしばしば変換や遅滞を余儀なくされる現実を考えると、部族主義にとらわれず、汎マオリ的な視点も持ち続けることの重要さが増していくようだ。

第5節 結論

ニュージーランド政府の対マオリ政策の変遷と、それに対応するマオリ復権運動を時代を追って検証してきた。

マオリ復権運動はごく初期の段階では、土地戦争や再生をめざす宗教運動という自然発生的に自らのアイデンティティを守ろうとしたような個別的・突発的なものであったが、次第に組織だった社会・政治的な運動へと成長していった。白人社会に広く訴える方策も多様化し、伝統的な文化の復興から、政界進出、デモ、情報機関へのアピール、教育の場における啓蒙活動、訴訟活動、政策決定の場への参加などさまざまな試みが現在に至るまでなされている。また、社会や制度に浸透した白人文化至上主義や人種差別主義の一掃をめざすには、政府だけではなく、草の根レベルでの白人の理解がいかに重要なものであるかという点についても、注意が払われるようになっていった。そして、アイランダーズやアジア、東欧といった地域からの移民に対して、マオリがどのように働きかけていくか、また、彼らがニュージーランド社会のなかでマオリをどのように位置づけていくか、ということは今後大きな鍵となるであろう。

さらに、マオリ復権運動には常に汎マオリ的な軸と部族中心的な軸がみられ、その時々によって力点が変わっていることも注目される。これはマオリの社会構造自体の性質もあるが⁽⁸⁾、白人権力者側がこれを利用し操作している場合が多い。また、金銭的解決を是とする運動組織(部族)と、伝統的な権利の回復そのものを要求する組織があることも、当然ながらマオリ全体の足並みを乱す要因となっている。

一方のニュージーランド政府の対マオリ政策は、世界各地の植民地政府の先住民族政策がたどる道程とほぼ同様に、徹底した弾圧の時代から同化政策、とりあえず先住民族の伝統文化の存在を認める統合政策へと変わってきた。その後の政策は、一旦先住民族マオリとの関係を棚上げしたマルチカルチュ

アリズムから、マオリとの関係を重視したバイカルチュアリズムへと変遷しているのが、ニュージーランド政府の特徴であろう⁽⁹⁾。

とはいものの、このバイカルチュアリズムは「看板」のみであって、実際にはマルチカルチュアリズム（それも優越した英語圏の文化がコアにある形の）を、マオリに向かってはバイカルチュアリズムと言っているようなものである。政府がマルチカルチュアリズムとバイカルチュアリズムを使い分け、混在させている点は看過できない。多民族社会におけるマジョリティ（征服民族）と先住民族の間のバイカルチュアリズムには、マルチカルチュアリズムではない、先住民族の虐げられた歴史、文化の復権・尊重といった固有の意味があるのである。

以上のように、マオリが要求している権利回復は多岐にわたり、かつ、歴史的なものでもあり、ワイタンギ審判所には訴訟が山積している。これらの要求に対応しようとすればするほど、政府は消化不良を起こし、かえって相互にフラストレーションをためてしまっているのが実情である。ニュージーランド社会全体が長引く経済不況にある現在、声高なマオリに対する白人社会の感情は悪化してしまっている。政府（特に労働党政権）は、時に先住民族との関係において理想主義に走り、現実とのギャップに政策が宙に浮いてしまっている。白人とマオリの関係に、双方の理想主義と現実主義の振り子が行き来し、新たな歪みを生んでしまう。

このような現状にあればこそ、政府は複眼的な改革を必要としているといえる。1992年末に発表された、政府が保有する漁業会社の株の半分の管理をマオリに分け与える経済的措置などは、その後の経過が注目される出来事である。

政府は現在、過去150年にわたって白人社会がなしてきた不正のつけを払っているのであり、早急な解決をめざしては消化不良を起こすばかりである。これからはリップサービスではない、実行を伴ったバイカルチュアリズム、パートナーシップを着実に推進することが重要である。そのためには保護的な政策ではなく、マオリの決定権を尊重する立場、自立をめざす経済的

基盤の確保が肝要であろう。

〔注〕—

- (1) ワイタンギ条約は、イギリスへの主権の譲渡、マオリの土地・漁場などすべての資産に対する伝統的な諸権利の保障、マオリの所有地に関するイギリス政府の先買権、マオリにイギリス市民としての保護・権利が付与されること、という条項から成立している。

(2) パイ・マリレ教はマオリの風神ハウに対する呪文を唱えながら突撃すれば、敵の弾丸にあたらず不死身であるという信仰をもち、信者は無鉄砲な戦闘を繰り返した。このため、パイ・マリレ教は白人からはハウハウと呼ばれ恐れられた。

(3) 現在においても、総議員数に占めるマオリ特別枠の定数は変わっておらず、1990年の総選挙においては、総議員数97人のうちの4人にすぎなかった。

(4) キンギタンガは土地戦争後、1884年にはタフィアオがイギリス政府に対して失地回復を訴えるために渡英したが、植民地政府のやったことだと無視された。キンギタンガはコタヒタンガとは別に独自のマオリ議会を運営し、マオリの独立した自治政府の設立をめざした。

(5) マワイ・ポマレとテ・ランギ・ヒロアは医者の資格をもち、マオリの健康増進と公衆衛生の向上に努めた。ポマレは一時キンギタンガの支援を受け、1911～30年、議員を務めた。ヒロアは1909～14年の間、議員を務めた後、マオリの伝統的な文化やポリネシアの民族学に傾倒し、研究生活に入った。

(6) マオリには自然の森羅万象に対して靈的・精神的価値観をもって接するカイチャキ(kaitiaki、保護者)という伝統的な考え方があり、白人の経済優先の開発に対して調和のとれた自然の保護とコントロールを訴えていた。

(7) コハンガ・レオの原義は「言葉の巣」であり、コミュニティごとに主にマラエで行われる幼児教育で1982年に始まった。マオリ語の話せる年長の女性が中心になり、マオリの伝統的な拡大家族的な環境のなか、幼児にマオリ語を教えた。コハンガ・レオは幼児教育のシステムというよりも、マオリ語や伝統文化の復活にかけた試みであった。

(8) マオリはもともと「マオリ民族」というアイデンティティよりも、イウィ(部族)やハプ(亜部族)ごとのアイデンティティのほうが強く、マオリ個人の「マオリらしさ」の基層を形作っているのは、イウィの系譜や土地、景観、歴史など人々の記憶の総体であった。

(9) 教育政策に関しては、むしろバイカルチュアリズムが先行したが、それがいきづまま、マルチカルチュアリズムに横滑りしてしまった(青柳・上橋・内藤[1993]、pp128-138.)。

〔参考文献〕

〈日本語文献〉

- 青柳まちこ [1989], 「彼らは如何にしてラタナ教徒となりしか」(『社会人類学年報』15号)
- 青柳まちこ・上橋菜穂子・内藤曉子 [1993], 「先住民族と教育—アボリジニとマオリの場合—」(清水昭俊・吉岡政徳編『オセアニア③近代に生きる』東京大学出版会)
- 内藤曉子 [1989], 「ニュージーランド・マオリ, キンギタンガの変遷と問題点」(立教大学史学会『史苑』第49巻第1号 4月)
- 内藤曉子 [1991], 「マオリの復権運動について—タイヌイ, キンギタンガの事例から—」(国際基督教大学『社会科学ジャーナル』第30巻第1号 6月)

〈外国語文献〉

- A Report of the Ministerial Planning Group [1991], *Ka Awatea* (It is day). Wellington: The Ministry of Maori Development.
- Binney, J. [1966], "Papahurihia: Some Thoughts on Interpretation," *J. P. S. (Journal of the Polynesian Society)* Vol.75, No.3.
- Brookfield, F. M., ed. [1991], *Treaties and Indigenous Peoples*. Oxford: Clarendon Press.
- Henderson, J. [1963], *Ratana: The Man, the Church, the Political Movement*. Wellington: Polynesian Society.
- Kawharu, I. H., ed. [1989], *Waitangi: Maori and Pakeha Perspectives of the Treaty of Waitangi*. Auckland: Oxford University Press.
- Kelsey, J. [1990], *A Question of Honour?: Labour and the Treaty 1984-1989*. Wellington: Allen & Unwin.
- King, M. [1983], *Whina, a Biography of Whina Cooper*. Auckland: Hodder and Stoughton.
- McHugh, P. [1991], *The Maori Magna Carta: New Zealand Law and the Treaty of Waitangi*. Auckland: Oxford University Press.
- McKinlay, P., ed. [1990], *Redistribution of Power?: Devolution in New*

- Zealand*. Wellington: Victoria University Press.
- Orange, C. [1987], *The Treaty of Waitangi*. Wellington: Allen & Unwin.
- O'Reilly, T. and D. Wood [1991], "Biculturalism and the Public Sector," in J. Boston, J. Martin, J. Pallot and P. Walsh, eds., *Reshaping the State, New Zealand's Bureaucratic Revolution*. Auckland: Oxford University Press.
- Palmer, G. [1987], *Unbridled Power*. Auckland: Oxford University Press.
- Parr, C. [1967], "Before The Pai Marire," *J. P. S.* Vol.76, No.1.
- Sharp, A. [1990], *Justice and the Maori, Maori Claims in New Zealand Political Argument in the 1980s*. Auckland: Oxford University Press.
- Sinclair, K. [1985], *A History of New Zealand*. Auckland: Penguin Books.
- Walker, R. [1987], "The Treaty of Waitangi Today." CCE Working Paper.
- Wilson, O. [1965], "Papahurihia, First Maori Prophet," *J. P. S.* Vol.74, No.4.

年 表

1769	キャプテン・ジェームズ・クックによるニュージーランド「発見」。
1814	イギリス国教会の宣教師団、布教開始。
1833	パパフリヒアの宗教的再生運動。
1840	イギリス政府とマオリの首長たちとの間でワイタンギ条約締結。ニュージーランドの大英帝国への併合。
1840-90	マオリに対する弾圧政策。
1858	マオリの人口過半数を割る。キンギタンが始まる（初代王ポタタウ）。
1860-72	マオリ土地戦争。
1862-66	テ・ウア・ハウメネによるパイ・マリレ教の興隆。
1863	反乱鎮圧法によるワイカト地方、タラナキ地方のマオリの土地没収。
1865	先住民族土地裁判所創設。
1866-81	テ・フィティによるパリハカ村の宗教運動。
1867	マオリ選挙法によりマオリ男性4人の国会議員特別枠が設けられる。
1868	テ・コータイによるリングガトゥ教始まる。
1890-1960	マオリに対する同化政策。
1892-1902	コタヒタンガ、興隆。
1906-43	アピラナ・ンガタ（ヤング・マオリ・パーティ）の議員活動。
1907	ニュージーランド植民地、大英帝国自治領となる。
1918	ラタナの宗教運動始まる。
1935	初の労働党政権誕生。
1938	社会保障制度の充実。
1943-63	マオリ議員特別枠をラタナ教徒が独占。
1961	マオリ省、ハン・レポート提出。同化政策から統合政策に移行。
1965～	ポリネシア系アイランダーズの移民増加。
1966	テ・アタイランギカーフ、キンギタンガ第6代王位（初代女王）に就く。
1972	統合政策からマルチカルチュアリズム政策に移行。
1975	マオリ・ランド・マーチ起きる。ワイタンギ審判所創設。
1977	バスティアン岬の攻防。
1982	コハンガ・レオ（マオリ語を使った幼稚園）開始。

- 1984 マヌカウ湾訴訟、ワイタンギ審判所に提訴。
ロンギ労働党政権、ワイタンギ審判所の審理の範囲を1840年まで拡大。
- 1987 ロンギ労働党政権、デヴォルーション政策による分権政策・バイカル
チュアリズム政策推進。
- 1989 マオリ省廃止。新たにマオリ局とテ・タイ創設。
- 1990 ルナンガ・イウィ法制定。
- 1991 ワイタンギ条約締結150周年祝賀行事、行われる。
国民党、政権奪還。デヴォルーション政策を廃す。
- 1992 国民党政権、マオリ開発省を新設。
マオリ漁業権交渉まとまる。